

生徒心得

(目的)

生徒は教養を高め、自己の確立と伸長を目指して、日々の生活を省み明朗で信頼に満ちた学園を建設し、立派な伝統と校風の樹立に努めるための指標とする。

(礼儀)

- 1 先生や目上の方に対しては校内、外を問わず敬意の念を抱き、正しい挨拶や会釈を行う。
- 2 生徒間においては、親愛と友情にあふれた気持ちを持ち、相互の人格を認め合えることのできる礼を交わそう。

(服装)

1 正装男子

(1) ブレザー

本校指定2つボタンシングルブレザー型とする。胸にオリジナル刺繍入り、オリジナル指定ボタン、裏地には、漢字で氏名が刺繍されている。

(2) スラックス

本校指定ワンタックストレート型とする。左ポケット部分にオリジナル刺繍入り。裾はシングルとし、丈は踝下より1 cm以内とする。

(3) ワイシャツ

白色ワイシャツとする。開襟、ボタンダウンは認めない。

(4) ネクタイ

本校指定えんじ色ネクタイとする。

2 略装男子

(1) ワイシャツ

半袖もしくは長袖ワイシャツとし、ネクタイ着用を基本とする。ただし、一定期間ネクタイをしなくてもよい期間があるので、その指示に従う。

(2) スラックス

本校指定ワンタックストレート型とする。

(3) 本校指定セーター

本校指定セーターは紺色、襟に白色ライン一本入り、左腕に水色のオリジナル刺繍が入っているものとする。ただし、本校指定セーターの着用は任意とする。

3 正装女子

(1) ブレザー

本校指定2つボタンシングルブレザー型とする。胸にオリジナル刺繍入り、オリジナル指定ボタン、裏地には、漢字で氏名が刺繍されている。

(2) ベスト

本校指定4つボタンベストとする。

(3) スカート

本校指定4枚ボックススカートとする。裾にPタック付、丈は膝頭中心とする。

(4) スラックス

本校指定ストレート型とする。スカート・スラックスの着用はどちらでもかまわない。

(5) ブラウス

角襟白色ブラウスとする。開襟、ボタndaウンは認めない。

(6) ネクタイ

本校指定えんじ色ネクタイとする。

(7) ハイソックス

本校指定紺色ソックスとする。

4 略装女子

(1) ブラウス・ベスト

半袖もしくは長袖角襟白色ブラウスと本校指定4つボタンベストとし、ネクタイ着用を基本とする。ただし、一定期間ネクタイ・ベストを着用しなくてもよい期間があるので、その指示に従う。

(2) スカート

本校指定4枚ボックススカートとする。裾にPタック付、丈は膝頭中心とする。

(3) スラックス

本校指定ストレート型とする。スカート・スラックスの着用はどちらでもかまわない。

(4) ソックス

黒色もしくは紺色のソックスとする。ただし、ルーズソックスの使用は禁止とする。

(5) 本校指定セーター

本校指定セーターは紺色、襟に白色ライン一本入り、左腕に水色のオリジナル刺繍が入っているものとする。ただし、本校指定セーターの着用は任意とする。

5 制服着用上の注意事項

(1) 夏季略装期間は、6月1日から9月30日までとする。略装期間中、本校指定セーターを着る場

合は、ブレザーの下に着ることとする。

(2) 正装・冬服期間は、10月1日から5月31日とする。

(3) 冬季間は黒色タイツ、黒色ストッキング、肌色ストッキングの着用を認める。ただし、防寒用として着用するソックスは、黒色または紺色のソックスとする。また、儀式などではハイソックス着用を統一する事がある。

(4) 儀式的行事（入学式、卒業式、始業式、終業式 他式典）では正装とする。

(5) 制服の上に着用するコート類は派手な色使いやデザインではないこと。

(6) 理由が明確であり、本校指定制服以外のものを着用する場合は、担任に異装許可願を提出すること。

(7) 制服のいかなる改造も認めない。

(8) 体育時の服装は本校指定のジャージを着用すること。

(9) 実習服・実習帽は学校で指定したものを着用し、帽子は災害防止上からも正しくかぶること。

6 その他

原則として、当該年度の「学校のきまり」に基づく。

- (1) 髪は清潔、端正であり、髪型は極端な流行を追うことを禁止する。また、髪飾り・パーマ・染色・脱色は認めない。
- (2) 上靴は本校指定のものとする。外靴は色・形を特に定めないが華美でないものとする。サンダルなどの使用は禁止する。
- (3) 指輪・ネックレス・ペンダント・イヤリング・ピアスなどの装飾具を禁止する。口紅・色つきリップクリーム・マニキュア・化粧をしてはならない。

(交 友)

- 1 誠実をもって人と交わり、とかく誤解を招く物品、金銭の貸し借りは慎む。
- 2 男女間の交友は常に高校生であることを自覚し、秘密のない公明正大な交際とすること。

(校内生活)

原則として、当該年度の「学校のきまり」に基づく。

- 1 登下校は定められた時刻を守り、決められた生徒玄関から出入りし、無用な外出はしない。
- 2 粗暴、喧騒な挙動を慎み、建物や物品を破壊するようなことがないようにする。
- 3 自己の所有物には必ず記名し、必要のないものや多額の現金の所有はやめる。

(校外生活)

原則として、当該年度の「学校のきまり」に基づく。

- 1 高校生であることを自覚し、社会的義務と責任を持って行動する。
- 2 飲酒、喫煙等の法律で禁止されているものの所持・使用は厳禁とする。
- 3 居酒屋などアルコールを主に提供する店へは保護者等の同伴以外は禁止とする。
- 4 身分証明書、生徒手帳を常に携帯し、警察、補導員の要望があれば提示する。

(通 学)

原則として、当該年度の「学校のきまり」に基づく。

- 1 列車・バス通学生はその関係者の指示に従い、他人に不快感を与えたり、非難を受けることのないように利用すること。
- 2 自転車通学生は自転車通学許可を受け、本校指定のシールを貼ること。運転は道路交通法に従い利用すること。駐輪は校地内の定められた場所のみ施錠しておくことができる。
- 3 徒歩通学生は事故に遭遇することのないように、交通規則を遵守すること。

(アルバイト)

- 1 やむを得ずアルバイトをする生徒は、必ず担任を経由して許可願を出すこと。
- 2 アルバイトに関する規定は別に定める。

附則 平成 20 年 4 月 1 日 一部改正
平成 25 年 4 月 1 日 一部改正
令和 2 年 6 月 26 日 一部改正
令和 3 年 1 月 25 日 一部改正
令和 4 年 4 月 6 日 一部改正
令和 8 年 4 月 1 日 一部改正